

[一時払終身保険]

項 目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時払終身保険は保険料を一時払でお支払いいただいた後、死亡保障が一生に渡って続き、被保険者が死亡した時に死亡保険金が支払われる保険です。 ○ 一時払終身保険は、商品毎に契約条件・商品内容が異なります。お申込みの際は各商品の「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報（契約締結前交付書面）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧下さい。 ○ 一時払終身保険は、金利変動による債券価格の下落・信用状況の悪化、解約の時期等により、換金時のお受取金の合計額が、払込保険料額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
1. 商品の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ① 生涯の死亡の保障を目的とし、保障が一生に続き、死亡した場合に死亡保険金が死亡保険金受取人に支払われます。 ② 死亡保険金は、お支払いいただいた払込保険料額を下回ることはありません。 ③ 中途解約する場合は、解約の時期等により換金時のお受取金の合計額が、払込保険料額を下回ることがあります。 ④ 払い込まれた保険料から所定の必要経費を控除した額（積立金額）が、所定の積立利率により増加します。積立利率はあらかじめ定められた期間で見直されます。 ⑤ 保険会社の破綻または財産状況の変化により、ご契約時の保険金等が削減される信用リスクがあります。
2. 保険料払込方法	<p>当行では、一時払による申込みのみ取扱っております。</p>
3. 重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 一時払終身保険は預金ではなく、預金保険の対象外です（「生命保険契約者保護機構」の補償対象となります）。 ② 中途解約した場合、解約返戻金が払込保険料額を下回ることがあります。 ③ 一時払終身保険のお申込みの有無が、お客さまと銀行とのその他の取引に影響を及ぼすことは一切ございません。
4. 保険代理店	<p>お客さまとのお契約に関しては、静岡銀行を「幹事代理店」、静岡保険総合サービス㈱を「非幹事代理店」とし、両代理店が業務を分担して取り扱います。</p>
5. 手数料	<p>一時払終身保険のご契約には、契約初期手数料が控除される場合がありますのでご注意ください。静岡銀行で取扱う一時払終身保険の初期手数料は、一時払保険料の5%程度となっております。</p>
6. その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 法令等の規制により、お客さまが静岡銀行へのご融資のお申込みあるいはご相談をされている間はお申込みいただけません。 ② 法令等の規制により、お客さまが静岡銀行のご融資先関係者等の場合、お申込みいただけない場合があります。 ③ 上記以外の場合であっても、法令等の規制により、特定の事業所にお勤めされている方は、静岡銀行でのお申込みができない場合があります。